

執筆者：

[E-mail](mailto:yuikawa@nishimura-asahi.com) [湯川 雄介](mailto:yuikawa@nishimura-asahi.com)

[E-mail](mailto:chechan@nishimura-asahi.com) [チーチャンニェイン](mailto:chechan@nishimura-asahi.com)

※ 本ニューズレターは、2022年8月29日現在の情報に基づいています。

2020年に制定されたミャンマー倒産法(「倒産法」)は、株式会社の通常清算もその対象にしているところ、清算人に必要とされる倒産実務家(Insolvency Practitioner、「IP」)の認定が倒産実務家委員会(「委員会」)からなされていないこと等を理由として、現在に至るまでその運用が正式には開始されておられません。

今般、ミャンマーの Directorate of Investment and Company Administration(「DICA」)より、2022年9月1日より、倒産法に基づき、以下のフォームが Myanmar Companies Online(MyCO)により利用可能となるとのアナウンスメントが発出されました。

- ・ Form W-01 (会社の清算人の選任通知)
- ・ Form W-09 (清算人による会社の清算に係る最終アカウント)

当事務所所属弁護士がその会員になっているミャンマー倒産実務家協会(Myanmar Association of Insolvency Practitioners、「MAIP」)における議論等によると、上記手続は IP の認定までを含むものではないところ、法律上は委員会による IP の認定が必要であるため、上記手続の法律上の要求等との関連性等をどのように整理するかについては、委員会の判断を待つ必要があるとのことでした。

かかる考え方を踏まえると、上記のアナウンスメントは清算手続が最後まで完了することを担保するものではなく、また、一旦手続を開始することの法的な意味や影響についても慎重に分析・検討の上、対応を決める必要がありますが、DICA から公式にこのようなアナウンスメントがされたことは、長期間にわたり動きがなかったこの分野における一つの前進であると認識しています。

当事務所においては、日本における倒産実務経験の豊富な弁護士と、MAIP 等へのネットワークを有する弁護士とが両輪となり、引き続き状況を注視すると共に、清算を含む各種の事業上の選択肢をご検討の企業の皆様のご支援をして参ります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](mailto:info@nishimura-asahi.com)